

請求人

様

宇部市監査委員 廣 中 昭 久
同 河 口 雅 邦
同 鴻 池 博 之

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 7 年 9 月 16 日付けで提出のありました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく宇部市職員措置請求（以下「本件請求」という。）に対し、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

- 1 請求人 住所 宇部市
 氏名
- 2 受付日 令和 7 年 9 月 16 日

第 2 請求の要旨（事実証明書の内容は省略）

恩田スポーツパーク整備工事（その 2）に関する措置請求の要旨

- 1 請求の対象職員 宇部市長 関係職員
- 2 いつ、どのような財務会計行為を行ったか
 - (1) 行為を行った日
 令和 7 年 4 月 7 日 恩田スポーツパーク整備工事（その 2） の工事代金
 139,100,000 円を支払った日 事実証明書 1
 - (2) 内容
 工事で発生した市有財産である金属くず 5,385kg の売却代金を工事費から減額し
 ていない。 事実証明書 2、4
- 3 その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

(1) 宇部市では工事で有価物が発生する場合は事実証明書 3 が示すように有価物の売却代金を減額して工事費を積算し、設計書に記載することになっているが、事実証明書 4 の設計書は減額したことが記載されておらず減額していない。

(2) 当初設計に想定した有価物の売却代金を算入していたとする事実も明確にされていない。

4 その結果どのような損害が市に生じたか。

有価物が発生しているのに売却代金を減額しないで当初設計の工事代金 139,100,000 円を支払っており、金額不明ではあるが売却代金に相当する損害が生じた。

5 どのような措置を請求するのか

発生した有価物の売却部分を減額した変更設計書を作成し、請負契約を変更して、変更した請負代金を支払う。

第3 監査の実施

本件請求は、所定の形式的要件を具備していると認め、令和 7 年 9 月 16 日付でこれを受理し、宇部市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査

2 監査の対象

(1) 監査対象事項

恩田スポーツパーク整備工事（その 2）の請負代金として市が 139,100,000 円を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当し、市に損害を与えているか否か。

(2) 監査対象部課

観光スポーツ文化部スポーツ振興課

3 監査の期間

令和 7 年 9 月 16 日から同年 11 月 10 日まで

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和 7 年 9 月 30 日に新たな証拠書類が提出され、同日に本件請求の要旨を補充する陳述がなされた。

陳述内容の要旨は、次のとおりである。

(1) フェンス及びキュービクルの撤去に伴い発生した金属くずの 5,385kg は、宇部市が所有する有価物であり、廃棄物ではない。

(2) 宇部市では、工事で有価物が発生する場合には、請負業者が受け取る有価物の売却部分（想定）を減額して積算することになっているが、本工事の市の設計書には、減額内容の記載がない。

通常は、事実証明書 3（旧本庁舎解体工事の設計書）のとおり、市は減額の金額表示「▲」を含めた設計書を作成するものであるが、本工事は「▲」の表示がないので、減額されたかどうかは不明である。そこでこの減額部分の詳細を教えて欲しい。この減額については、市の規則などのルールに基づいたものかどうか分からないが、このような設計方法は、市の内部であれば、どの課でも同じ方法のはずである。

- (3) 以前、住民監査請求で却下された令和 5 年度の環境整備工事の設計において「▲」の減額表示は無いが金属くずの部分を減額していると担当部署から説明を受けた。減額しているのであれば減額表示の「▲」の記載をすべきであり、その記載がないことで実際は減額されていないのではないかと考えて本工事の監査請求をしたものである。

本工事においては、減額したかどうかの説明は担当課から受けていないが、本工事と同じ担当課の工事設計であるため、変わることはなく同様であると考えている。

- (4) 今回の市の設計書における工事費の構成は、国土交通省の積算要領及び基準に示すものと大幅に異なっており、適正性を欠いている。国土交通省の示す工事費の構成は、直接工事費＋共通仮設費＝純工事費であり、

これに経費率を掛けた現場管理費を加えて工事原価となり、

これに経費率を掛けた一般管理費を加えて工事価格となる。

しかし、本工事の設計書では、

（直接工事費＋共通仮設費）＋現場管理費（一般管理費を含む。）＝工事価格となっており、経費が削られていると考えられる。

- (5) フェンス撤去についての積算単価の額が、令和 5 年度の環境整備工事と額が極端に異なっているのはおかしい。この理由を担当課に対して確認していないが、本工事について、令和 5 年度の環境整備工事と整合性のとれる単価で設計し直してほしい。

- (6) 市の設計書に記載がある金属くずを含む撤去物のうち「CB 3 撤去 24.5m」、「門扉撤去 4 か所」が、実際に売却したことを示す事実証明書 2 に記載がなく漏れていると思われる。この部分の売却代金もどうなったか問いたい。

- (7) 設計段階で想定 of 金属くずを減額した金額は、実際の金属くずを売却した部分に係る金額と異なる場合は、変更設計を行う必要があるが、変更設計をしていない。

また、1 円でも売却部分が異なると、全体額も変わるため変更設計が必要である。

- (8) 本工事の売却代金を当初いくらと設定し、実際にはいくらで売却できたのか、その部分をきちんと市は変更設計し直して、事業者へ変更後の請負代金を支払ってほしい。

- (9) 国土交通省においては、有価物の発生後には、変更設計をせず、その売却部分を

後から国に納付させる形である。今回、変更設計と変更後の金額を支払うように請求しているが、既に支払いも終了している工事のため、請求したとおりの措置ではなく、国と同様に、売却部分を市に戻すようにすることも、ひとつの解決方法である。

- (10) DBO 方式については、全体額を定めた基本協定を結んだ上で、個別工事の事業者の見積額に関して市側の見積額との適合をモニタリングし、全体金額を調整しながら契約するものと認識している。しかし、全て事業者にお任せだからといえども、支払いは市が行うものである。協定書では、見積書と併せ内訳とその元になる参考資料も提出することとなっており、（市が計算する場合の単価と異なる）事業者の単価がどのように算出されたか明らかになるはず。

事業者の設計をそのまま丸写ししたと聞いており、実際に市の設計書と事業者の見積書は全く同じものだった。

今後、DBO、プロポーザルがどんどん増えていくだろうと思われるため、職員には、（事業者から提案を受けた）数字の確認作業をきちんとしてもらわなければならない。

5 市による弁明書の提出

市に本件請求に対する弁明書の提出を求めたところ、令和 7 年 10 月 6 日、市から以下の内容による書面の提出がなされた。（別紙の内容は省略）

弁明書

第 1 恩田スポーツパーク整備・管理運営業務（以下「本事業」という。）の概要について

1 本事業の経緯と目的

2020 年東京オリンピック・パラリンピックでは、新たに若者を惹きつける都市型スポーツが追加されるなど、時の流れとともにスポーツの楽しみ方が変化している。また、生涯を通じて心豊かな生活をするために「健康」であることへのニーズが高まり、運動・スポーツの目的やジャンルも多様化していることから、ライフスタイルに応じた環境づくり、生涯を通じて運動・スポーツに親しむ機会と場所づくりが求められている。そのような中、本市では、令和元年 11 月、恩田運動公園に新たな魅力とにぎわいを創出するための整備指針として、「恩田スポーツパーク構想」（以下「構想」という。）を策定した。

構想では、多機能で複合型の施設を整備し、トップレベルのスポーツイベントの開催や合宿の誘致等を行うとともに、子どもから大人まで多くの市民がスポーツに触れる機会を創出することで、交流人口の拡大を図り、経済効果や地域活性化につなげていくことを掲げている。また、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての市民が、自分の体力や目的に応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるバリアフリーのスポーツパークとして整備し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気な

まち・宇部市」を目指すこととしている。本事業では、「スポーツからストリートカルチャーまで」をコンセプトとし、新たな魅力としてストリートカルチャー（若者文化）を付加することで、多世代にわたる市民が訪れ、健康な体と心を育て、若者にぎわう場を創出することとした。

上記を踏まえ、本事業の実施にあたっては、既存施設の単なる改修にとどまらず、付加価値の創出を目指しストック既存資産の活用と新たな魅力創出を目的としているため、民間事業者の技術的能力や経営能力等のノウハウを活用した公共サービスの提供と費用削減を図ることができる、官民連携手法の中でも設計・建設・運営を一括で民間に委託する DBO（Design-Build-Operate）方式を採用した。

2 本事業の事業者選定

本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務プロポーザル審査選定委員会」にて透明性及び公平性の確保に十分留意しながら事業者については美津濃グループを選定した。また、事業者の選定にあたっては、内容を総合的に審査し、その評価の高い事業者の順に契約交渉権を付与する公募型プロポーザル方式によるものとし、提案価格のほか、事業計画、施設整備、維持管理・運営、設置管理許可施設等に関する提案内容を総合的に評価した。

3 本事業の協定締結

令和 5 年 6 月 30 日に「恩田スポーツパーク整備・管理運営業務基本協定書」（以下「本協定」という。）を美津濃グループの構成企業である美津濃株式会社、公益財団法人宇部市体育協会、株式会社アービカルネット、株式会社美建築設計事務所と締結した。

事業期間は、解体、設計、建設が令和 5 年 7 月から令和 7 年 3 月まで、維持管理運営期間は 15 年（令和 6 年度から令和 20 年度）とする。また、本協定の有効期間は、令和 5 年 6 月 30 日から令和 21 年 3 月 31 日までとした。

契約金額の合計は 2,622,904,900 円で、内訳は、設計・工事監理業務委託及び工事請負契約を 1,850,632,300 円、維持管理運営業務として、体育施設に関するものを 671,999,900 円、都市公園の管理に関するものを 100,272,700 円としている。また、本事業の業務は、別途契約する個別契約により実施している。

第 2 申立てと弁明

1 請求人の申し立て事項

恩田スポーツパーク整備工事（その 2）で発生した市有財産である金属くず 5,385kg の売却代金を工事費から減額していない。

- (1) 宇部市では工事で有価物が発生する場合は事実証明書 3 が示すように有価物の売却代金を減額して工事費を積算し、設計書に記載することになっているが、事実証明書 4 の設計書は減額したことが記載されておらず減額していない。
- (2) 当初設計に想定した有価物の売却代金を算入していたとする事実も明確にさ

れていない。

その結果、有価物が発生しているのに売却代金を減額しないで当初設計の工事代金 139,100,000 円を支払っており、金額不明ではあるが売却代金に相当する損害が生じた。

2 恩田スポーツパーク整備工事（その 2）（以下「本工事」という。）の概要

本事業の一環として、美津濃グループは設計・工事監理業務委託費及び工事請負費からなる建設費額 1,850,632,300 円の内、本工事は 139,100,000 円により令和 6 年 8 月 13 日から本市と契約を締結し、令和 7 年 3 月 13 日に完成、同月 24 日には本市による完成検査を行った。

3 弁明

本事業が採用した DBO 方式とは、官民連携の一種で PPP/PFI 導入可能性調査簡易化マニュアル（別添資料 1 PPP/PFI 推進室）によると、「設計業務、施工業務、維持管理業務の各業務を一括して民間事業者に性能発注する方式」であり、事業方式の決定においては、ライフサイクルでの事業費の最小化や財政支出の平準化の視点において、VFM（Value For Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方で、官民連携手法で事業を実施した場合の事業費と従来方式で事業を実施した場合の事業費との差額から計算するもの）を比較したところ、334,273,116 円の削減効果があること及び財政支出の長期平準化も図られ、本事業が従来方式よりも有利であることを確認した。（【官民連携手法で事業を実施した場合の事業費】と【従来方式で事業を実施した場合の事業費】の比較について：別添資料 2）これは、本事業が設計・建設・維持管理・運営を一括発注することにより、事業期間全体の経済合理性が確保されたことによるものである。

性能発注とは、PPP/PFI の性能発注に関する事例集（別添資料 3 PPP/PFI 推進室）によると「発注者である国や自治体が発注する業務に求められる性能を定め、その性能に基づいて民間事業者を募集・選定・契約する。受注者である民間事業者は、性能を満たす範囲で仕様を提案することができる。そのため、仕様発注よりも「民間の創意工夫の発揮」が期待できる。」とあり、発注者が「どのような結果を求めているか」や「製品やサービスが満たすべき性能や機能の条件」を明確に提示する手法で、具体的な設計や技術的な規格を細かく指定するのではなく、発注者が示す要求水準書にて求める成果や目標値を示すものである。これに対して、一般の公共工事に用いられる仕様発注は「建築物や業務の仕様を発注者である国や自治体が決定し、その仕様に基づいて民間事業者を募集・選定・契約する。受注者である民間事業者は規定された仕様に忠実に業務を遂行することが求められ、創意工夫を発揮する余地は少ない。」とあり、具体的な内容や技術的な設計、工程が発注者の作成する設計書により事前に決められている。

本事業は性能発注・包括発注の事業方式であることから、個別工事である本工事

において、仕様発注のように本市が設計書を作成する必要はなく、市が提示する要求水準書に基づき、運営の長期契約を前提とした設計・建設を行うため、事業者が設計・建設に関する自由度は高く、設計・施工・運営の包括発注のため、期間の短縮や運営のしやすさが期待できる。

よって、DBO 手法で実施した本事業における金属くずの販売等の有価物発生に伴う収益は、包括契約に基づき民間事業者（美津濃グループ）が得るものであり、その収益は事業者選定時の提案価格（契約金額合計 2,622,904,900 円）の算定基礎である経費削減努力の一部として既に織り込まれ、最終的な VFM 算出に貢献している。有価物売却代金を工事費から別途減額するという仕様発注の原則は、性能発注・包括発注である本事業には適用されない。

したがって、本事業全体として VFM によりコスト削減効果が認められている以上、有価物の売却代金が市に直接還元されなかったことをもって、「市に損害があった」とする請求人の主張は、本事業の契約方式（DBO 方式・性能発注）の仕組みを理解しておらず、当たらない。

なお、請求人が指摘する「本市の設計書」は、本来性能発注方式では作成する必要がないものであり、当時の担当者が本市の設計書が必要であると誤認識し、事業者が提出した「参考見積書」をそのまま「本市の設計書」としたものである。その後、公文書公開請求により本市の設計書として請求人に写しを交付したが、そもそも作成する必要のないものであり、請求人に誤解を招くこととなった点は認めざるを得ない。このように手続きに関する誤認識が原因で結果的に請求人に誤った情報が伝わることとなったが、性能発注方式の仕組みを考慮すれば本来の設計書そのものが必要不可欠ではないものであったことは明らかであり、この誤った情報により損害が発生したとする主張も、本事業の契約の有効性や経済合理性を否定するものではない。

6 市への事情聴取

観光スポーツ文化部に対し、令和 7 年 10 月 17 日、本件請求に係る事実関係について聴取した。

観光スポーツ文化部による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) DBO 方式について

- ・ 本事業は、設計・施工・運営を一括して性能発注する DBO (Design-Build-Operate) 方式を採用した。この方式は、従来の仕様発注と異なり、発注者が要求水準書で性能要件を示し、事業者がその範囲内で仕様を提案する形式で、市は、設計書を作成する必要がなく、事業者が最適な手法を選択できる。

(2) DBO 方式のメリットと費用対効果について

- ・ 本事業は、PFI 事業を参考に、民間の技術・経営ノウハウを活用し、施設整備と運営を一体化している。恩田スポーツパークの再整備事業として、民間提案に

より、にぎわい創出や民間投資による機能強化を図り、費用削減と施設の魅力向上を実現している。

- ・ 具体的には、DBO 方式の指定管理料は約 6 億 2,719 万 9,900 円（後日、約 6 億 2,720 万円に修正）と算定され、従来方式による算定 10 億 627 万 3,116 円に比べ 3 億 3,427 万 3,216 円（後日、3 億 3,427 万 3,116 円に修正）の削減効果が見込まれると確認された（弁明書 別添資料 2）。また、令和 7 年度から 4 施設が新たに稼働し、運営効率も向上しており、年度指定管理料が安価に運営できる上、ライフサイクルでの事業費の軽減や資金等調達及び財政支出の平準化ができる。
- ・ また、DBO 方式を採用するかどうかは、方針決定時のメリットいわゆる VFM のデータにおいて、運営費の経費縮減効果のみにより判断した。工事費に関しての比較はしなかったため、各工事の参考見積書受領の際に参考として計算したデータをまとめた。

(3) DBO 方式の選定、協定及び契約の締結について

- ・ 選定時において、審査は性能評価と価格評価に分かれ、詳細な評価基準に基づき、最高得点の事業者を採用するものである。参考見積書の総額は価格評価として審査項目の一つとなっている。
- ・ 協定書により、事業者は設計から施工までを担い、有価物の扱いも含まれる。個別工事は市と個別契約を締結するが、その後の民民間の契約内容や金額について、市は把握しておらず、その際の有価物の処分や利益の扱いも民民間で決定される。

(4) DBO 方式における市の設計書の誤認識と対応について

- ・ 市は設計書を作成する必要がなかったが、誤って参考見積書を市の設計書として作成し、公文書公開請求に応じて請求人に交付したが、これが誤解を招いたと考えている。

(5) DBO 方式における単価・積算・変更契約の考え方について

- ・ 民間単価は積算時点での市場価格や施工条件等により変動し、受注量、雇用従業者数、重機の所有台数等の条件で単価が動くこともあり、抛り所となる単価表のような統一的なものではなく、諸経費の取扱いも含め、官公庁の積算とは異なる。
- ・ また、そもそも性能発注のため、要求水準書を満たし、総額の範囲内であれば、個別項目の内容や金額、単価等は事業者の裁量によるため、確認は不要とし、行っていない。積算参考見積書の確認はしているが、民間単価は精査しておらず、公共積算との比較も後日行った。
- ・ 本工事においても単価については、売却代金控除前の単価表などの単価の裏付けとなる資料はない。
- ・ 変更契約は、通常の仕様発注の工事であれば増減の変更を行うが、DBO 方式による本件では、協定書及び提案書に基づき、総額が決まっているパッケージ契約

のため、原則として総額変更は行わず、提案事項に該当しない各工事における個別項目の内容変更は増減の対象ではない。実際、本工事の設計・施工の金額については、変更、増減はなかった。

(6) 請求人の主張と市の見解について

- ・ 請求人は、金属くずの売却益を控除しないことによる損害を主張するが、DBO方式では個別項目の価格精査は不要であり、損害は発生していないと市は認識している。

(7) その他（金属くず等の有価物の取扱いと損害の有無について）

- ・ なお、その他の事項として、本工事で発生した金属くず（5.385t）は、山口県のスラップ単価（40.5 円/kg）で約 21 万 8,000 円相当と思われる。一方でアスファルト殻も 602t 発生し、参考見積書の計上量（440.39t）を上回ったが、差分は契約変更されず、事業者が自己負担で処分（約 59 万 6,247 円相当）をしている。よって、これらのことから、市に損害は発生していないと判断できる（弁明書補足説明資料別紙 5）。
- ・ また、解体工事等で排出される際の有価物の売却益は、官民間わず、工事費から控除するのが一般的であり、少量の場合は計算対象外とされることが多い。
- ・ なお、CB 塀 3 と門扉、キュービクルが事実証明書 2 のマニフェスト伝票集計表の欄外の予想数値 4,463.25kg の算出項目に記載が無いが、CB 塀 3 はブロック上にフェンスがなく金属くずが発生していないためである。また、門扉とキュービクルは、（数量の記載はないが）QB 一式と記載があり、まとめて売却しているので、全体量 5,385kg の中に含まれているという認識である。
- ・ 有価物の売却益は本工事の参考見積書において差引きされているということの確認を、口頭により事業者側と市側の担当レベルで行っている。

第 4 監査の結果

1 事実関係

(1) 基本協定（恩田スポーツパーク整備・管理運営業務）

協定年月日 令和 5 年 6 月 30 日

契約金額（協定当初） 2,622,904,900 円

（内訳）設計・工事監理業務委託、工事請負契約金 1,850,632,300 円

維持管理運営業務 772,272,600 円

(2) 工事請負契約（恩田スポーツパーク整備工事（その 2））

契約年月日 令和 6 年 8 月 13 日

完成検査日 令和 7 年 3 月 24 日

支出命令日 令和 7 年 3 月 24 日

支払日 令和 7 年 4 月 7 日

(3) DB0 方式の採用について

ア 請求人は、本件請求の対象工事を DB0 方式による本事業のうちの 1 工事と承知しつつも、従来の仕様発注方式による単独工事が本来の形であるという捉え方をし、改善を求めている。

イ 市は、本事業は、発注者が具体的な設計等を細かく指定する従来の仕様発注方式とは異なり、発注者が要求水準書にて業務に求める性能を定め、設計、建設、運営の全ての業務を一括して性能発注する DB0 方式を採用しており、本工事は、本事業の中の一つの工事であると弁明をしている。

(4) 市が作成した設計書について

ア 請求人は、本工市の市の設計書は、国土交通省が示す工事費の基本構成や積算手順と異なり、適正を欠いており、また、作成された市の設計書は、受注者が提出した「参考見積書」をそのまま市の設計書としたものであると指摘している。

イ 一方で、市は、本工事を含めて本事業は、DB0 方式での性能発注による包括契約であり、従来の仕様発注方式とは契約構造が根本的に異なり、発注者は要求水準書により性能を示すのみで、設計書の作成は受注者の役割であり、市では作成する必要がないもの（以下この下線部分及び(3)イの下線部分とを併せ、「DB0 方式の特性」という。）であったとしている。その上で、今回の市の設計書は、当時の担当者が、DB0 方式の特性の理解不足から誤認識によって作成されたもので、そもそも作成すべきものではなかったとしている。

(5) 工事で発生する有価物の売却益について

ア 請求人は、通常、市の設計書において有価物の売却益は、「▲」で減額表示されているが本工市の市の設計書にはそれがないと指摘し、また仮に、「▲」表示がなくても既に減額後の単価表示であるならば、その減額の計算内容の説明を求めている。

イ これに対し、市の説明によると、有価物の売却益は、官民を問わず、工事費から控除するのが一般的であるが、DB0 方式の特性により、設計書の記載内容や単価の精査などは行っていないとした上で、有価物の売却益は、受注者が提出した提案資料に基づいた金額で既に民民間において契約されているため、別途市に還元される性質のものではないとしている。

なお、本件の設計では、有価物の売却益は差し引いたものとなっていることを担当レベルではあるが、口頭で確認しているということである。

(6) 市の損害の発生について

ア 請求人は、有価物の売却益が工事費から控除されていないため、市に損害が発生したと主張している。

イ この主張に対し、市は、本事業の受注者は個別工事について DB0 方式の特性により、民民間で契約を締結し施工しており、有価物の売却益も当該契約及び設計

上に包含され（前記第4 1 (5)イ）、市に損害は発生していないと主張する。

2 判断

- (1) 有価物の売却代金を減額変更せず、当初設計の工事代金 139,100,000 円を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当するかについて

請求人は従来の仕様発注方式の契約の視点から違法又は不当な支出であることを指摘し、一方、市は DBO 方式の特性による性能発注方式の契約の視点からの弁明であるため、ほぼ全ての争点は平行線を辿っている。

その中で、市が提出した資料（「恩田スポーツパーク整備・管理運營業務に関する民間提案募集要項（修正版）」中 4 事業条件）から、この事業は DBO 方式であることが確認できる。また、市から提出された DBO 方式関係の国の公式資料と市の説明には矛盾や齟齬もなく、市の弁明には一定の信憑性と合理性が認められる。

したがって、DBO 方式による性能発注に基づき、要求水準書をクリアする内容か否かのチェックを行い、各個別工事の設計のチェックや有価物の売却益の取扱いの確認は不十分なまま工事代金を支払ったとしても、そのことが違法又は不当な支出とは断言できないものとする。

- (2) 市の損害の発生の有無について

市はランニングコストや官民の工事価格差などから多額な費用削減効果があると計算しているが、損益の基準となる予定価格について、設定方法等の明確な根拠や説明がなく、その額及び損害の発生がないことに確証が得られない。

また、請求人が主張する市の損害の発生も立証されていない。

そのため、請求人が主張する損害額が実際に発生しているか否かについては、確実な判断は困難とする。

3 結論

以上、請求人の意見陳述や市への事情聴取等の内容を総合的に判断した結果、市に有価物の売却益に相当する金額の損害が明らかに発生している事実は認められないことから、本件請求については、これを棄却する。

4 意見

監査の結論は以上のとおりであるが、この際意見を述べることにする。

現状、市においては、DBO 方式その他の PPP 型の事業を執行するための統一的なマニュアルやガイドラインは存在しておらず、各事業担当部署が各々情報を収集し、個別に判断しながら、事業を実施している。

この状況の放置は、今後、事務処理ミス、判断ミスその他の不適正な事案を引き起こすリスクを抱えていると言える。

昨今の社会経済情勢や市を取り巻く環境を考えると、今後、DBO 方式のみならず、PPP 手法の活用を進めざるを得ない状況が予想されることから、マニュアルの作成のほか、組織体制や事務の一元化を含めた抜本的な対応を検討し、適正な事業推進のための環境整備を進めていただきたい。